

医心 伝心

医師の働き方改革が スタートしました

富山県医師会副会長 南里 泰弘

令和6年4月に医師の時間外労働の上限規制が施行された。これまで勤務医は労働法に関してあまり関心等がなく、特に若手医師は技術習得、キャリア形成の手段の一つとして長時間勤務を受け入れてきた事実がある。しかしながら、それにより勤務医の健康が損なわれ、医療安全においても問題であることが表面化した。これらを改善すべき施策として、医療法の改正により「医師の働き方改革」が施行されることになった。

医師の働き方改革は、やみくもに時間の切り捨てを行うことなく、地域、診療科による個々の実情に基づいて医師会と行政がタッグを組んで改善に取り組まなければならないと考える。

医師の働き方改革は、医療提供側だけの問題ではなく、国民に対してコンビニ受診の抑制、医師の労働時間の問題等を理解していただくことが必要である。それに対して富山県においては、県医師会が富山県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」）を請け負い、会館内に設けることで行政主体であった医師の働き方改革に対して積極的に意見を発信することができるようになった。その例としてコンビニ受診の抑制ビデオの作成・放映や、医師の働き方改革に関するパンフレット配布および無料タウン誌による広報等を行い、県民に理解を求めている。

法令が施行されてからは、法令に反することのないよう、医療機関への相談・支援の継続が重要であり、例えば、勤務医の時間外労働が『研鑽』

として処理されていないか等のフォローを続けることが必要である。時間外労働の上限規制において、B,C水準の取得が必要と思われた医療機関においても、A水準に収まっている現状を鑑みて、時間外労働が年960時間を超える勤務医が出てくる可能性がある。これらに対しては勤改センターの支援が必要であり、時間外労働がうやむやにならないよう、さらに何よりも勤務医の健康を守る上でも、医療機関の勤務環境をしっかりと検証していくことが重要である。

一方、勤務医は、時間外労働の上限規制等についてどれだけ理解しているのだろうか。労働時間は、病院管理者や事務長等が管理しているのが現実で、本当に若手医師の理解が得られているかどうか甚だ疑問である。医師の働き方改革は自分自身のことであるという認識が若手医師にも必要であり、医師会は彼らにその情報・知識を啓発して行かなければならない。これまでの講演会等は病院長、事務長等管理者に対して主に開催されてきた。これからは実働部隊である若手医師に対して情報等を発信していかなければならない。他県においても若手医師に対する取り組みはすでに始まっており、富山県医師会では若手医師が困っていること、興味を引くような内容等で時間外規制を理解していただく講演会の開催を積極的に企画し参加していただけるよう準備している。これからの勤改センターに期待していただければ幸いである。